秩父広域市町村圏組合一般廃棄物 (ごみ) 収集運搬業務委託仕様書

《秩父市(吉田地区・大滝地区・荒川地区を除く)区域》

秩父広域市町村圏組合

1 業務委託の範囲

- (1) 平成30年度版ごみカレンダーに基づく、秩父市(吉田地区・大滝地区・荒川地区を除く。)区域で、組合が許可した収集場所の一般廃棄物(ごみ)収集運搬業務
- (2) ごみカレンダーに記載され認められている収集対象一般廃棄物
 - ① 指定ごみ袋で排出された一般家庭系可燃ごみ (緑色指定)、不燃ごみ (黄色指定)及び透明又は半透明のポリ袋で排出された一般家庭系小型家電製品
 - ② 指定ごみ袋で排出された事業系一般廃棄物(組合契約事業所)可燃ごみ(白地に赤文字指定)及び不燃ごみ(白地に青文字指定)
 - ③ 透明又は半透明のポリ袋で排出された一般家庭系資源ごみ (カン・ビン)
 - ④ 区分ごと十文字に縛られ排出された一般家庭系資源ごみ(紙・布類)
 - ⑤ 専用ネット及び一部透明又は半透明ポリ袋で排出された一般家庭系資源ごみ (ペットボトル)
 - ※ 廃蛍光管・電球(直管 40W以下、購入時の箱に入れ出す)収集は紙・布収集日に 実施し、乾電池・ライター(透明・半透明のポリ袋)収集は不燃ごみ・資源ごみ(カン・ビン)収集日に実施し、荷下ろし分別を含む。
- (3) 収集地域 平成30年度版ごみカレンダーのとおり ※収集場所の確認については、広域組合の事務所にて閲覧できる。
- (4) 収集箇所 可燃ごみ(事業系含む。) 全1,569箇所 不燃ごみ(事業系及び資源ごみ含む。) 全1,357箇所
 - ※ 収集箇所の数は、平成29年12月28日現在のものであり、変更があった場合は 協議するものとする。
- (5) 収集物の搬入先は、別表のとおりとする。
- (6) 収集運搬使用車両数 収集運搬業務は、次に示す車両台数を基準とし行うものとする。
 - ① 一般家庭系可燃ごみ、不燃ごみ及び事業系一般廃棄物(組合契約事業所)可燃ごみ 不燃ごみ 2 t 以上の塵芥車計 6 台以上
 - ② 一般家庭系資源ごみ (カン・ビン) 2 t 以上の塵芥車計 2 台以上
 - ③ 一般家庭系資源ごみ(紙・布類) 2 t以上の平ボディートラック計2台以上
 - ④ 一般家庭系資源ごみ (ペットボトル) 2 t 以上の塵芥車計 1 台以上 ※上記車両台数以外に、車両故障、車両事故、自然災害等、収集業務時に不測の事態 が発生した場合、迅速に収集業務に対応できるよう予備車両を確保していること。
- (7) 年間収集量(平成28年度実績)

秩父市(吉田地区・大滝地区・荒川地区を除く。)区域

- ・可燃ごみ8,849.32 >>、・不燃ごみ511.50 >>、・紙・布類1,062.07 >>、
- ・カン・ビン類 361.62 トン、・ペットボトル 56.09 トン、・廃蛍光管 2.13 トン、・廃乾電池 (不明)

2 業務作業日

収集運搬業務日は、原則として平成30年度版ごみカレンダーに記載した収集日程による。

3 業務作業時間等

- ①収集業務開始時間については、原則として午前8時00分からとする。
- ②収集業務終了時間については、秩父クリーンセンター、秩父環境衛生センター並びに 組合が業務委託する資源ごみ(紙・布類)の荷卸し業社とも原則午後4時00分受付 終了時間までとする。なお、遅れる事態が発生した場合は、必ず到着時間を連絡する こと。

4 実績報告

一ヶ月分の実績報告は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ(カン・ビン、紙・布類、ペットボトル及び廃蛍光管)を別にして、収集日、収集日数、収集台数と延べ台数を集計し、 業務実績報告書として提出すること。

また、一年分の車両ごとの走行距離及び給油量を集計し、業務実績報告書として提出すること。

5 費用負担

- (1) 委託業者が負担すべき備品等は、次のとおりとする。
 - ① 作業用工具
 - ② 作業用機材
 - ③ 清掃用具等
 - ④ 作業用安全具
 - ⑤ 作業用保護具
 - ⑥ 作業完了後の各清掃
 - (7) その他乙が負担すべきと認められるもの
- 6 収集車両の外装塗装は、全車両統一色とする。なお、組合が指定する塗装については、 協議して定める。但し予備車両は除く。

7 職員の採用

秩父地域の雇用促進を図る上で人員の採用については、原則組合構成市町内在住の者と する。

8 下請負者の禁止

委託業者は業務の一部又は全部を下請負に付することができない。下請負が確認された場合、組合は、確認された時点において、契約を解除することができる。

別表

収集物	搬入施設	収集区域
可燃ごみ (事業系を含む)	秩父クリーンセンター (秩父市栃谷 1477 番地)	
不燃ごみ (事業系を含む(乾電池・ライター を含む)) 小型家電製品 資源ごみ (カ電池・ライター を含む) 資源ごみ でするか	4、1、1四、12、12、12、12、12、12、12、12、12、12、12、12、12、	ごみカレンダーに基づく、秩父市 (吉田地区、大滝地区、荒川地区を 除く。) 区域
資源ごみ (紙・布類(蛍光 管・電球を含む))	秩父リサイクル事業協同組合 古紙センター (秩父市大野原 601 番地 1)	ごみカレンダーに基づく、秩父市 (吉田地区、大滝地区、荒川地区を 除く。)区域のうち、大野原地区、 高篠地区、黒谷地区
	日新陸運株式会社環境事業部 (秩父市荒川上田野987番地1)	ごみカレンダーに基づく、秩父市 (吉田地区、大滝地区、荒川地区を 除く。)区域のうち、大野原地区、 高篠地区、黒谷地区を除く区域